

令和6年度 特定教育・保育施設等指導監査実施計画

1. 基本方針

子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設等の確認基準、特定教育・保育等の提供、施設・事業所の運営に関する基準及び施設型給付費等の請求に関する事項について、周知徹底及び過誤・不正の防止を図るための指導等を実施することにより、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の支給の適正化を図ることを目的とする。

2. 実施方法等

実施方法		対象等	根拠（子ども・子育て支援法）
指導	集団指導	・新規施設…概ね1年以内 ・既存施設…必要と考えられる内容が生じたとき	第14条第1項
	実地指導	・全ての施設を対象に定期的かつ計画的に実施 ・実地指導を要すると認めた場合は随時実施	
監査		・要確認情報や実地指導において確認した情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認める場合に実施	第38条第1項

実地指導は、県及び市が実施する他の指導監査等と同時に年1回以上行う。

3. 対象施設及び令和6年度指導実施数（予定） ※令和6年4月1日現在

対象施設・事業		令和6年度		令和5年度	
		施設・事業数	計画	施設・事業数	実績
特定教育・保育施設		6	6	6	6
①	保育所	4	4	4	4
②	認定こども園（幼保連携型）	2	2	2	2
特定地域型保育事業者		1	1	1	1
③	小規模保育事業	1	1	1	1
合計		7	7	7	7

4. 集団指導の実施

各種基準の遵守に関して周知徹底を図る必要があると認められる場合、その内容に応じ、特定教育・保育施設等の設置者・事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、集団指導が必要な事柄が発生した場合は、別途決裁をとった後に、概ね1カ月前を目安に対象となる施設宛に通知し実施する。

5. 実地指導の確認項目

子ども子育て支援法及び国の通知等、集団指導、昨年度実施した指導内容を踏まえ、次の内容について今年度の重点指導項目とする。

(1) 運営規程の策定状況の確認

運営規程（施設・事業所の運営についての重要事項に関する規程）の策定状況を確認するとともに、その内容に不備がないか確認する。

(2) 重要事項説明書の策定・掲示状況の確認

重要事項説明書（運営規程等の概要を記した文書）について、特定教育・保育等の提供の開始に際し、あらかじめ保護者に交付し、説明を行ったうえで同意を得ているかどうか確認する。

また、重要事項が施設・事業所の見やすい場所に掲示されていることを確認する。

(3) 利用者負担の受領状況の確認

施設・事業所において徴収する利用者負担額等について、保護者の同意を得て適切に徴収されているかどうかを確認する。

(4) 事故発生の防止及び発生時の対応

事故の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる事項を確認する。

- ① 事故発生防止のための指針やマニュアル等を整備しているか。
- ② 事故発生防止のための委員会を設置し、定期的を開催しているか。
- ③ 事故発生防止のための研修を定期的を開催しているか。
- ④ 重大事故発生時の連絡体制が整っているか。
- ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。